

- ◇一覧にない場合は「ごみ処理受付センター」に電話で確認してください。
- ◇大きさや重量などによりお断りする場合がありますのでご了承ください。

■粗大ごみの置き場所について

- ◇収集には4 t車を使用しますので、道路事情を確認のうえ車両が安全に進入できる場所としてください。
- ◇**屋内からの搬出作業は行いません**ので、置き場所は屋外としてください。
- ◇集合住宅等において共用部分を置き場所とする場合は、管理者等の許可を取ってください。
- ◇ごみ集積所は置き場所に指定できません。

■変更及びキャンセル

- ◇変更等は収集日の前週金曜日の16:00までに「ごみ処理受付センター」に電話でお伝えください。

■料金及び支払いの方法

○収集料金

1点あたり500円のものと、1,000円のものがあります。「資源とごみの正しい分け方と出し方」の33、34頁でご確認ください。

○お支払い

収集日の前週金曜日までに、料金を下記の窓口で支払い、粗大ごみ処理券をお受け取りください。

支払窓口	白河市役所：環境保全課	矢吹町役場：まちづくり推進課
	表郷庁舎：地域振興課	西郷村役場：環境保全課
	大信庁舎：地域振興課	泉崎村役場：住民生活課
	東 庁 舎：地域振興課	中島村役場：住民生活課

※お住まいの市町村に関係なく、ご都合のよい場所でお支払いください。なお、お釣りが出ないよう準備願います。

※開庁時間はいずれも8時30分から17時15分までです。土、日、祝日、年末年始が閉庁日です。

■収集等について

- ◇収集は午前9時から午後4時までに行います。なお、**時間の指定等はできません**のでご了承ください。
- ◇粗大ごみは、収集まで危険のないよう管理願います。
- ◇収集日の8時30分までに指定した置き場所に出し、**粗大ごみ処理券を1点につき1枚貼り付けてください**
- ◇廃家電4品目（家電リサイクル法対象品目）の場合は、「粗大ごみ処理券」と「家電リサイクル券」が必要となります。郵便局で購入した家電リサイクル券を、雨風等の影響を受けないように透明なビニール袋などに入れて、テープ等でしっかりと貼り付けてください。

■収集できない場合

以下に該当する場合は収集できませんのでご注意ください。なお、その場合はキャンセル扱いとなります。

- ◇粗大ごみ処理券が貼られていない場合
- ◇指定した置き場所に出されていない場合
- ◇出された粗大ごみが受付内容と著しく相違している場合
- ◇廃家電4品目に家電リサイクル券が貼り付けられていない場合
- ◇家電リサイクル券に「記入漏れ」「記入内容の間違い」「料金の間違い」がある場合

■その他注意事項

- ◇タンスや棚等の中身が空であるか必ず確認してください。
- ◇ピアノ等の処理困難物や農機具等の産業廃棄物は受入れできません。
- ◇ファンヒーターや石油ストーブは必ず**燃料を抜き取り、電池の入っているものは取り除いてください**。
- ◇電器製品は**電源コードを50cm以内に切ってください**。
- ◇自転車を廃棄する場合は、防犯登録の抹消手続きにご協力ください。
- ◇事業者の申込みはできません。

お問い合わせ先

白河市役所 環境保全課 環境衛生係 TEL 22-1111 (内線2187)	矢吹町役場 まちづくり推進課 環境衛生係 TEL 42-2112 (直通)
表郷庁舎 地域振興課 総 務 係 TEL 32-2111 (直通)	西郷村役場 環境保全課 環境衛生係 TEL 25-2197 (直通)
大信庁舎 地域振興課 総 務 係 TEL 46-2111 (直通)	泉崎村役場 住民生活課 住 民 係 TEL 53-2112 (直通)
東 庁 舎 地域振興課 総 務 係 TEL 34-2112 (直通)	中島村役場 住民生活課 住民生活係 TEL 52-2112 (直通)
西白河地方クリーンセンター・西白河地方リサイクルプラザ・白河地方広域市町村圏整備組合 衛生課 TEL 28-3558 (直通)	

皆様のご理解とご協力をよろしく願います。

ごみ処理に関する住民の皆様へのお願い

1. ごみを減らすためのお願い

令和3年度における「1人1日あたりのごみの排出量」は、全国平均 890gに対して、福島県は 1,029gと大幅に上回っており、全国でワースト2位（3年連続）となっております。

構成市町村（白河市 1,018g、矢吹町 939g、西郷村 967g、泉崎村 899g、中島村 727g）においては、福島県の値は下回っていますが、中島村を除いては全国平均を上回っている状況にありますので、住民の皆様には、更なるごみ減量への取組みにご協力いただけますようお願い申し上げます。

■ごみ減量への取組みについて

○分別排出の徹底

令和4年10月に「燃えるごみ」で出された中身を分析したところ、古紙類、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、衣類等の資源物が多く含まれていることが判明いたしました。**資源物の分別排出を徹底**すると年間でおよそ2,200 t、6.5%（R4年度実績ベース）の可燃ごみを減らすことができます。

○生ごみの水切り

生ごみの80%～90%は「水分」です。**生ごみの水切り**でごみを減らしましょう。

水分を50%減らすことで、年間でおよそ5,100 t、15.1%（R4年度実績ベース）の可燃ごみを減らすことができます。

○食品ロスの減量化

ご家庭で「**買すぎない**」「**作りすぎない**」「**食べ残さない**」を心がけ、食品ロスを減らしましょう。

2. 資源物の出し方のお願い

■古紙類の出し方（新聞・雑誌類・段ボール・飲料用紙パック）

○新聞の束の中に、広告紙や雑誌などが混入されています。

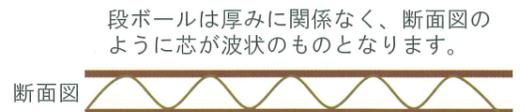
- 新聞は、新聞だけで束ねて出してください。
- 広告紙、雑誌、カタログなどは、雑誌類として束ねて出してください。

○段ボールの束の中に、紙箱が混入されています。

- 紙箱は資源ごみの紙製容器包装として出してください。

○紙製容器包装の袋の中に、段ボールが混入されています。

- 段ボールは、段ボールだけで束ねて出してください。



3. 不燃ごみの出し方のお願い

■爆発・火災の恐れがあるもの、有害なものの出し方

○爆発・火災の恐れがあるもの

- カセットボンベ・スプレー缶（エアゾール缶）、ライター、小型充電式電池

○有害なもの（亜鉛・マンガン・水銀）

- 乾電池（マンガン・アルカリ・リチウム電池）、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計

これらのものは、レジ袋等に収めて専用ステッカーを貼り、指定ごみ袋に入れて出す方法としておりますが、排出方法が守られていた割合は7月末現在で、およそ32%とたいへん低い状況ですので、**適正な排出**にご理解とご協力をお願いします。

■タイヤの処分についてのお願い

廃タイヤは、全国的に処理が困難となっているものとして、「適正処理困難物」に指定されており、組合においても処理に苦慮しておりますので、**タイヤの買い換え時には販売店での処理**にご協力ください。

■廃家電品の処理についてのお願い

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象機器ですので、処理の際にはリサイクル料金の支払いが必要となります。

- 買い換えの際の処理については、購入される販売店に引き渡してください。

- 家で保管しておいたものなどを処理する際は、当時購入した販売店に引き渡すか、お近くの電気店に

相談してください。

→ 処理先がない場合は、組合で引き取りを行います。事前に郵便局でリサイクル料金を支払うなどの手続きが必要となります。

4. 施設利用の事前予約のお願い

本年4月より、ごみを西白河地方クリーンセンター及び西白河地方リサイクルプラザに持ち込む際は、**事前予約が必要**となっています。

■事前予約の方法

○インターネットでの予約

予約受付時間 年中24時間（メンテナンス時を除く）
 予約可能期間 搬入予定日の**2週間前から当日8:00まで**可能



組合ホームページ
QRコード

○電話での予約

電話番号 **0248-21-6234**（ごみ処理受付センター）
 予約受付時間 月曜日から金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00（土、日、祝日及び年末年始は除く）
 予約可能期間 搬入予定日の**2週間前から前日16:00まで**可能

■予約時間

次の施設受入時間内での**30分単位**

受入時間 → 平日及び特別受入日 9:00～12:00 13:00～16:00 → 土曜日 9:00～12:00
 ※令和5年度の特別受入日：9月18日（敬老の日）、10月9日（スポーツの日）、12月29日（年末）

■予約できる回数

1世帯につき**1日2回まで**（ただし1回の予約で搬入できる車両は1台です。）

■予約する際の確認事項

【家庭】 氏名、住所、連絡先、ごみの種類、希望日時

【事業所】 事業所名、住所、連絡先、搬入者氏名、ごみの種類、希望日時

※ごみを搬入できるのは排出者本人となります。知人（友人）などによる搬入はできませんので排出者本人が手続きをしてください。

■予約の変更及びキャンセル

変更及びキャンセルは搬入予定日前日の16:00までに「ごみ処理受付センター」に電話でお伝えください。

■ごみの搬入について

○搬入時に必要なもの

【家庭】 本人確認書類「運転免許証」など、料金（現金）

【事業所】 事業所確認書類「社員証、搬入者の運転免許証」など、料金（現金）

※本人確認の実施について

廃棄物処理法に基づき、他人のごみを排出者本人に代わって搬入していないか、またそのごみが組合構成市町村（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村）内で発生したものであるかを確認するために、搬入時に予約内容と同一であるか本人確認をしております。

つきましては、**ごみ搬入時に計量所での確認書類の提示**をお願いします。

○処理料金について

【家庭系（可燃ごみ）】 最初の10kgまで80円、以後10kgごとに80円

【家庭系（不燃ごみ）】 最初の10kgまで90円、以後10kgごとに90円

【事業系（可燃ごみ）】 最初の10kgまで95円、以後10kgごとに95円

【犬、猫等の死体】 1体につき1,000円

※指定ごみ袋で搬入した場合も有料となります。

※犬、猫等の死体は当日の搬入（予約不要）が可能です。段ボール等に入れて計量所へお越しください。

■ごみ搬入についての注意事項

◇当該施設へ搬入できるごみは、白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村の家庭、または事業所で発生した一般廃棄物（事業系一般廃棄物）に限ります。その他の市町村からや産業廃棄物の搬入はできません。

◇ごみを搬入できるのは排出者本人となります。知人（友人）などによる搬入はできません。

◇家庭ごみと事業所のごみを一緒に搬入することはできません。

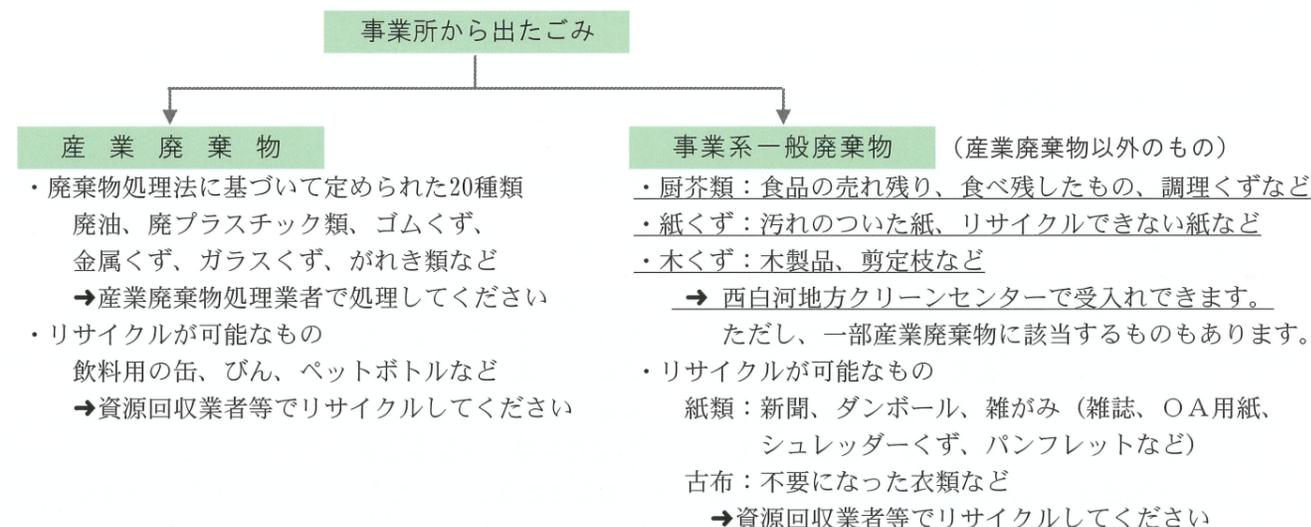
◇搬入の際は必ず区分に従い分別してください。分別されていない場合は受入れることができません。

◇予約時間内（30分）に精算まで完了できるよう、余裕を持ってお越しください。

◇受入れできないものもありますので、「資源とごみの正しい分け方と出し方（平成30年3月改訂版）」をご確認ください。なお、内容が変更されている部分もありますのでご了承ください。

■事業者のごみの受入れについて

事業所から発生したもののうち、施設で受入れできるものは、下記のとおり「事業系一般廃棄物」に該当する【厨芥類、紙くず、木くず】のみとなります。 ※厨芥類（ちゅうかいりい）：生ごみなど



5. 粗大ごみ戸別収集の申込時のお願い

本年4月より、粗大ごみ戸別収集はインターネットまたは電話での受付となっています。

■申込みの方法

○インターネットでの申込み

予約受付時間 年中24時間（メンテナンス時を除く）

○電話での申込み

電話番号 **0248-21-6234**（ごみ処理受付センター）

予約受付時間 月曜日から金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00

※土、日曜日、祝日及び年末年始は除く



組合ホームページ
QRコード

■申込みの期限

収集日の2週間前までとなります。

■収集日

収集日は次の**地区毎に隔週水曜日**となります。

白河地区：白河市白河地区、表郷地区、大信地区、東地区

西白河地区：矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村

※水曜日が祝日または年末年始の場合は収集は行いません。

※各地区の収集日については組合ホームページ「令和5年度粗大ごみ収集カレンダー」で確認するか、「ごみ処理受付センター」へ電話でご確認ください。

■申込み時の確認事項

◇氏名、住所、連絡先（内容確認が必要な場合があるため、日中に連絡の取れる連絡先としてください。）

◇粗大ごみの品名及び詳細（**最大5点まで**）

◇粗大ごみの置き場所（屋外で具体的な場所）

◇収集日（お知らせする収集日で問題はないか）

■粗大ごみの品目について

◇品目は「資源とごみの正しい分け方と出し方（平成30年3月改訂版）の33、34頁をご確認ください。

◇粗大ごみは指定袋（大・45L）に入らないもので、**単体の商品（製品）が対象**となります。なお、DIY等による**自作品や原材料等は対象外**となります。

◇申込みは**最大5点まで**となります。